

公共調達適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(公共工事)及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国認定・都道府県認定の区分	応札・応募者数	
亀の瀬地すべり対策事業推進方策検討他業務 自)大阪府柏原市峠地先～至)大阪府柏原市雁多尾畑地先 R6.1.17～ R6.7.31 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局 大和川河川事務所長 山本 浄二 大阪府柏原市大正2-10-8	R6.1.16	(公財)河川財団 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、亀の瀬地すべり対策事業において、地域の観光資源や民間事業者等と連携して実施するインフラツーリズムの拡大に向け事業目標を設定し、目標達成に向けた取組について検討を行うものである。本業務の契約方式は、技術提案の公募を行い、その内容を総合的に評価し、契約の相手方を特定する簡易公募型プロポーザル方式である。参加可能者が最低10者あることを確認のうえ、技術提案書の提出希望者を公募したところ、申請期間内に28者から入札説明書等のダウンロードがなされ、3者から参加表明書の提出があり、3者が参加資格を有していた。参加資格を有するその3者を技術提案書の提出者として選定し、提出された技術提案書を評価した結果、適切な提案と認められたため、上記業者を契約の相手方とするものである。	23,980,000	23,980,000	100.00%	-	公財	国認定	3者	
琵琶湖管内河川管理施設監理検討他業務 滋賀県大津市黒津4-5-1 R6.1.23～ R6.12.27 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所長 若公 崇敏 滋賀県大津市黒津4-5-1	R6.1.22	協同提案体(設計共同体) (公財)河川財団他1者 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、河川の維持管理を適切かつ適正に遂行することを目的として、堤防等河川管理施設や河道の点検結果等の状態把握結果をもとに変状等を評価し、変状等が進行する可能性や河川管理に与える影響について検討し、河川に有すべき治水上の機能確保に必要な修繕等を効率的・効果的に実施するための修繕計画等の作成を行うものである。また、巡視結果等を収集・分析し、重要な事業を抽出しとりまとめ河川管理を実施するにあたってのモニタリング計画等の作成を行うものである。本業務の契約方式は、技術提案の公募を行い、その内容を総合的に評価し、契約の相手方を特定する簡易公募型プロポーザル方式である。参加可能者が最低10者あることを確認のうえ、技術提案書の提出希望者を公募したところ、申請期間内に28者から入札説明書等のダウンロードがなされ、1者から参加表明書の提出があり、その者は参加資格を有していた。参加資格を有するその1者を技術提案書の提出者として選定し、提出された参加表明書及び技術提案書を評価した結果、適切な提案と認められたため、上記業者を契約の相手方とするものである。	19,778,000	19,778,000	100.00%	-	公財	国認定	1者	
大和川維持管理DX手法とりまとめ業務 大阪府柏原市大正2-10-8(大和川河川事務所管内) R6.1.31～ R6.6.28 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局 大和川河川事務所長 山本 浄二 大阪府柏原市大正2-10-8	R6.1.30	協同提案体(設計共同体) (公財)河川財団他1者 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、大和川の堤防管理・河道管理に関する効率化・高度化を図ることを目的として、DX手法の導入および実現化に向けた検討・とりまとめを行うものである。本業務の契約方式は、技術提案の公募を行い、その内容を総合的に評価し、契約の相手方を特定する簡易公募型プロポーザル方式である。参加可能者が最低67者あることを確認のうえ、技術提案書の提出希望者を公募したところ、申請期間内に40者から入札説明書等のダウンロード等がなされ、2者から参加表明書の提出があり、2者が参加資格を有していた。参加資格を有する参加表明書提出者の中から2者を技術提案書の提出者として選定し、提出された参加表明書及び技術提案書を評価した結果、適切な提案と認められたため、上記業者を契約の相手方とするものである。	20,889,000	20,889,000	100.00%	-	公財	国認定	2者	
令和5年度博多港船舶航行安全検討業務 R6.2.7～ R6.3.28 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局博多港・空港整備事務所長 森住 直樹 福岡県福岡市中央区大手門2-5-33	R6.2.7	(公社)西部海難防止協会 福岡県北九州市門司区港町7-8	5290805003008	会計法第29条の3第4項 本業務は、自然条件、現地における船舶航行実態、船舶の操縦、工事工法、公衆への影響等を踏まえた総合的分析、評価、検討を目的とし、技術的、社会的な多様な視点が必要であり、高度な知識と豊富な業務実績を有していることが不可欠であることから、受注業者においては、1. 配置予定技術者の経験及び能力(技術者資格等、業務執行技術力)2. 実施方針(業務理解度、実施手順)3. 特定テーマに対する技術提案(的確性、実現性)等の観点から技術提案書の提出を求めたものである。 建設コンサルタント等の特定手続きに基づく審査の結果、公益社団法人 西部海難防止協会が今回の業務を実施するに当たり最適であると判断されることから、上記業者と会計法第29条の3第4項に基づき随意契約を行い業務の円滑な遂行を図るものとする。	14,905,000	14,850,000	99.63%	-	公社	国認定	1者	

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	応札・応募者数	
令和5-7年度 那賀川流域生態系ネットワーク検討業務 那賀川河川事務所 R6.2.15～R7.12.25 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局 那賀川河川事務所長 安永 一夫 徳島県阿南市領家町室の内390	R6.2.14	(公財)日本生態系協会 東京都豊島区西池袋2-30-20	6013305001887	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務の実施には、高度で専門的な技術が要求されることから、公平性、透明性及び客観性が確保される簡易公募型プロポーザル方式による選定を行うこととした。 公募による技術提案書の提出を求めたところ1社の応募があり、求める技術内容等に合致した優れた提案であると認められたため、上記業者を特定し、随意契約を行うものである。	26,994,000	26,994,000	100.00%	-	公財	国認定	1者	
淀川生態環境調査解析業務 大阪府枚方市新町2-2-10他(淀川河川事務所及びその管内) R6.3.29～R7.3.28 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局 淀川河川事務所長 谷川 知実 大阪府枚方市新町2-2-10	R6.3.28	(公財)河川財団 近畿事務所 大阪府大阪市中央区大手前1-7-31	9010005000135	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務の契約方式は、技術提案の公募を行い、その内容を総合的に評価し、契約の相手方を特定する簡易公募型プロポーザル方式である。参加可能業者が最低10者あることを確認のうえ、技術提案書の提出希望者を公募したところ、申請期間内に37者から入札説明書等のダウンロードがなされ、1者から参加表明書の提出があり、その者は参加資格を有していた。参加資格を有するその1者を技術提案書の提出者として選定し、提出された参加表明書及び技術提案書を評価した結果、適切な提案と認められたため、上記業者を契約の相手方とするものである。	43,956,000	43,956,000	100.00%	-	公財	国認定	1者	
円山川河川管理施設監理検討業務 兵庫県豊岡市幸町地先他(豊岡河川国道事務所管内) R6.3.29～R7.3.14 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局 豊岡河川国道事務所長 荒谷 芳博 兵庫県豊岡市幸町10-3	R6.3.28	協同提案体(設計共同体) (公財)河川財団他1者 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、河川の維持管理を適切かつ適正に遂行することを目的として、堤防等河川管理施設や河道の点検結果等の状態把握結果をもとに変状等を評価し、変状等が進行する可能性や河川管理に与える影響について検討し、河川が有すべき治水上の機能確保に必要な修繕等を効率的・効果的に実施するための修繕計画等の作成を行うものである。また、巡視結果等を収集・分析し、重要な事案を抽出しりまとめ河川管理を実施する。本業務の契約方式は、技術提案の公募を行い、その内容を総合的に評価し、契約の相手方を特定する簡易公募型プロポーザル方式である。参加可能業者が最低10者あることを確認のうえ、技術提案書の提出希望者を公募したところ、申請期間内に25者から入札説明書等のダウンロードがなされ、1者から参加表明書の提出があり、その者は参加資格を有していた。参加資格を有するその1者を技術提案書の提出者として選定し、提出された参加表明書及び技術提案書を評価した結果、適切な提案と認められたため、上記業者を契約の相手方とするものである。	25,498,000	25,498,000	100.00%	-	公財	国認定	1者	

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。  
(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。